

(公印・契印省略)  
国海安第39号  
令和8年6月10日

別紙関係団体等御担当 殿

国土交通省海事局安全政策課長

船舶安全法施行規則第一条第十一项の水域を定める告示の一部を改正する告示  
の公布について（通知）

船舶安全法施行規則第一条第十一项の水域を定める告示の一部を改正する告示が令和8年6月10日に公布されましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

○国土交通省告示第六百八十二号

船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第十一項の規定に基づき、船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年六月十日

国土交通大臣 金子 恭之

船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示の一部を改正する告示

（船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示の一部改正）

第一条 船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示（平成四年運輸省告示第四十九号）

の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
船舶安全法施行規則第一条第十一項の告示で定める水域は、次に掲げる地点を中心とする半径百五十海里の円内の水域から構成される水域とする。	船舶安全法施行規則第一条第十一項の告示で定める水域は、次に掲げる地点を中心とする半径百五十海里の円内の水域から構成される水域とする。
一〇三（略）	一〇三（略）
四・五（略）	四 北緯四十一度四十四分四十七秒東経百四十度四十二分三十七秒の地点
六・七（略）	五・六（略）
八〇三三（略）	七 北緯三十九度十六分二十五秒東経百四十一度五十三分二十秒の地点
八〇三三（略）	八・九（略）
一四〇一七（略）	十 北緯三十五度四十四分二十四秒東経百四十度五十一分二十七秒の地点
一四〇一七（略）	十一〇一六（略）
一四〇一七（略）	十七 北緯三十三度三十六分三十五秒東経百三十三度三十一分三十秒の地点
一四〇一七（略）	十八 北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点
一四〇一七（略）	十九〇二二（略）

第二条 船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>船舶安全法施行規則第一条第十一項の告示で定める水域は、次に掲げる地点を中心とする半径百五十海里の円内の水域から構成される水域とする。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>一〇六 (略)</p>	<p>船舶安全法施行規則第一条第十一項の告示で定める水域は、次に掲げる地点を中心とする半径百五十海里の円内の水域から構成される水域とする。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>一〇九 北緯三十四度四十分十二秒東経百三十八度五十六分五十五秒の地点</p> <p>一〇七 (略)</p>

附則 この告示は、令和八年七月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和九年七月一日から施行する。

## 船舶安全法施行規則第一条第十一项の水域を定める告示の 一部を改正する告示について

### 1. 背景

船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 4 条第 1 項において、船舶は、原則として、その航行する水域に応じて、堪航性及び人命の安全に関し、陸上との間で相互に行う無線通信に使用することができる「無線電信等」を施設しなければならないこととされており、当該水域は、船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）第 1 条第 10 項から第 13 項までにおいて、それぞれ「A 1 水域」～「A 4 水域」として規定されている。

このうち、「A 2 水域」については、同条第 11 項において「海岸局との間で MF 無線電話により連絡を行うことができ、かつ、海岸局に対して MF デジタル選択呼出装置※により遭難呼出しの送信ができる水域であつて告示で定めるもの」等と規定されており、当該規定の委任を受けて、「船舶安全法施行規則第一条第十一项の水域を定める告示」（平成 4 年運輸省告示第 49 号。以下「A 2 水域告示」という。）において、「デジタル選択呼出装置を使用した遭難警報の受信等を行うことができる海上保安庁所属の海岸局の通信圏等について」（平成 5 年海上保安庁告示第 114 号）に規定する中短波帯の電波を使用する海上保安庁の海岸局（以下「中短波海岸局」という。）の通信圏の範囲と同じ範囲の水域が定められている。

今般、海上保安庁において、業務効率化の推進等を目的とした中短波海岸局の配置の見直しが行われ、一部の中短波海岸局が廃止されることに伴い、中短波海岸局の通信圏の範囲が変化することから、「A 2 水域」の範囲を定める A 2 水域告示について、所要の改正を行う必要がある。

※ ボタン操作のみで遭難警報を発する機能及び特定の船舶又は陸上にある無線局を呼び出して通信を行う機能を備え、船舶において、遭難警報を発し、又は遭難時を始めとする緊急時における通信、安全の確保・維持のための通信若しくは一般通信を行うための装置をいう。

### 2. 概要

中短波海岸局のうち、函館山、釜石、銚子、土佐山及び油津の各海岸局が令和 8 年 6 月 30 日をもって、下田の海岸局が令和 9 年 6 月 30 日をもって、それぞれ廃止されることに伴い、これらの海岸局の位置を規定する A 2 水域告示の各号を削る等の改正を行う。

### 3. 今後のスケジュール

公 布：令和 8 年 6 月 10 日

施 行：令和 8 年 7 月 1 日（下田の海岸局の位置を規定する号を削る等の改正については、令和 9 年 7 月 1 日）

## 概要

海上保安庁所属の海岸局の通信圏等については、「デジタル選択呼出装置を使用した遭難警報の受信等を行うことができる海上保安庁所属の海岸局の通信圏等について」(平成5年海上保安庁告示第114号)(※)において規定している。

(※船舶安全法施行規則第1条第11項の「A2」水域(海岸局との間でMF無線電話により連絡を行うことができ、かつ海岸局に対してMFデジタル選択呼出装置により遭難呼出しの送信ができる水域)について定めた告示)

今般、業務効率化及び経費節減のため、合理化を念頭とした中短波海岸局の見直しを行い、**廃止しても影響が少ない一部の**中短波海岸局を廃止することとし、上記告示の改正を行う。

## 廃止する中短波海岸局

- ①北海道所在の函館山受信所 (N41-44-47 E140-42-37)
- ②岩手県所在の釜石保安部送受信所 (N39-16-25 E141-53-20)
- ③千葉県所在の銚子送受信所 (N35-44-24 E140-51-27)
- ④静岡県所在の下田送受信所 (N34-40-12 E138-56-55)
- ⑤高知県所在の土佐山受信所 (N33-36-35 E133-31-30)
- ⑥宮崎県所在の油津送受信所 (N31-34-44 E131-24-31)

## スケジュール

パブコメ期間：令和8年 1月～2月

公布：令和8年6月10日

施行：令和8年7月1日

ただし、下田送受信所にかかる改正は施行期日を令和9年7月1日とする。

## A2水域の減少イメージ

